

<問題 1>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ワッセナー・アレンジメントの **Category 2 Materials Processing** にあたる貨物は、輸出令別表第1の6の項に規定されている。
- B ワッセナー・アレンジメントの **Sensitive List** にあたる貨物は、提出書類通達の別表2の付表2に規定されている。
- C ワッセナー・アレンジメントの **Category 7 Navigation and Avionics** にあたる貨物は、輸出令別表第1の11の項に規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 2>

下記の参照条文の下線部分について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 貿易外省令第9条第2項第七号イの下線部分の「その技術」とは、外為令別表の16の項に掲げる技術のことである。
- B 貿易外省令第9条第2項第七号イの下線部分の経済産業大臣告示とは、核兵器等開発等告示のことである。
- C 貿易外省令第9条第2項第七号ハの下線部分の経済産業大臣告示とは、通常兵器開発等告示のことである。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文) 貿易外省令第9条第2項第七号

七 前号に掲げるもののほか、令別表の16の項に掲げる技術を提供することを目的とする取引であつて、当該技術を内容とする情報が記載され、若しくは記録された文書、図画若しくは記録媒体の提供若しくは電気通信による当該技術を内容とする情報の送信を伴わないもの又は次に掲げるいずれの場合にも（本邦又は外国（輸出令別表第3の2に掲げる地域以外の外国をいう。以下この号において同じ。）において居住者又は外国の非居住者に提供することを目的とする取引にあつては、イ、ロ及びニのいずれの場合にも）該当しないもの

- イ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。
- ロ その技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。
- ハ その技術が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。ニにおいて同じ。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合として経済産業大臣が告示で定めるとき。
- ニ その技術が輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物の開発、製造又は使用のために利用されるおそれ（その技術を提供した後にその技術の提供を受けた者がその技術を内容とする情報を適切に管理しない場合において生ずる当該おそれを含む。）があるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

<問題3>

包括許可取扱要領の別表2の左欄の条件の(5)の(表)について、AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項(1)に該当する技術をアルゼンチンにあるアルゼンチン軍の研究所向けに提供する際、「その他の軍事用途」に「利用される場合」、当該取引を行った後に当該取引の内容について経済産業大臣に事後の報告を行うことが必要である。
- B 一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項(1)に該当する技術をハンガリーにあるハンガリー軍の研究所向けに提供する際、「その他の軍事用途」に「利用されるおそれがある場合」、当該取引を行う前に当該取引の内容について経済産業大臣に事前の届出を行うことが必要である。
- C 一般包括役務取引許可が適用できる外為令別表の6の項(1)に該当する技術をフィンランドにあるフィンランド軍の研究所向けに提供する際、「核兵器等の開発等」に「利用される疑いがある場合」、当該取引を行う前に当該取引の内容について経済産業大臣に事前の報告を行うことが必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 4>

輸出令別表第1の8の項、貨物等省令第7条第四号について、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A ニューラルコンピュータ専用に設計された集積回路Pは、貨物等省令第7条第四号に該当しない。
- B 医療用に設計された装置Qに組み込まれたシストリックアレイコンピュータは、貨物等省令第7条第四号に該当しない。
- C 光コンピュータ専用に設計された光学部品Rは、貨物等省令第7条第四号に該当する。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

| | | | | |
|-------------|---|-----------------|--|--|
| 貨物等省令第7条第四号 | 電子計算機であって、次のいずれかに該当するもの又はその附属装置、電子組立品若しくは部分品 イ シストリックアレイコンピュータ ロ ニューラルコンピュータ ハ 光コンピュータ | シストリックアレイコンピュータ | データの流れ又は変更が利用者によって、ロジックゲートのレベルで動的に制御可能な計算機をいう。 | |
| | | ニューラルコンピュータ | ニューロン(神経細胞又は神経突起)又はその集合体の作用を模擬するように設計又は設計変更された演算装置をいう。すなわち、以前のデータに基づいて多数の演算構成要素間の相互接続の重み付け及び数を調節できるハードウェアの能力によって、特徴付けられる演算装置を指す。 | |
| | | 光コンピュータ | データ表現のために光を用いるように設計又は設計変更されている計算機であって、かつ、その演算論理素子が直接光学デバイスに結合しているものをいう。 | |
| | | 部分品 | | 他の用途に用いることができるものを除く。 |
| | | 貨物等省令第7条に掲げる貨物 | | 次のいずれかに該当するものを除く。 イ 医療用に設計された装置 ロ 医療用に設計された装置に組み込まれたもの |

<問題5>

AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 役務通達別紙1では、「輸出令別表第1中解釈を要する語」が規定されている。
- B 役務通達別紙1-2では、「いわゆるクラウドコンピューティングサービスの解釈」が規定されている。
- C 役務通達別紙1-3では、「特定類型の該当性の判断に係るガイドライン」が規定されている。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 6>

外為令別表の9の項について、AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(参照条文)

| 外為令別表 | 技術 |
|-------|--|
| 9の項 | (1) 輸出令別表第1の9の項の中欄に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの (2) 輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの((1)及び15の項の中欄に掲げるものを除く。) (3) 通信用に設計したマイクロ波用集積回路の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除く。) (4) 超電導材料を用いた通信装置の設計又は製造に係る技術であつて、経済産業省令で定めるもの(7の項の中欄に掲げるものを除く。) |

- A 輸出令別表第1の9の項に該当しない貨物の設計、製造又は使用に係る技術は、外為令別表の9の項に該当することはない。
- B 外為令別表の9の項(2)の「輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに掲げる貨物」とは、「輸出令別表第1の9の項(1)から(3)まで又は(5)から(6)までに該当する貨物」という意味である。
- C 外為令別表の9の項(3)の「7の項」とは、「外為令別表の7の項」のことである。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題7>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 重要管理対象技術告示の重要管理対象技術は、外為令別表の16の項に該当する、特定の設計、製造又は使用に係る技術から構成されている。
 - B 重要管理対象技術告示の重要管理対象技術をニュージーランドにあるメーカーに提供する者は、経済産業大臣に契約締結前に規定の報告書を提出しなければならない。
 - C 公開特許情報は、重要管理対象技術告示の重要管理対象技術から除かれている。
-
- 1. 1個
 - 2. 2個
 - 3. 3個

<問題 8>

AからCのうち、正しい説明は、いくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、AからCまでの輸出貨物は、全て輸出令別表第1の16の項に該当する。

- A 本邦にあるメーカーXは、韓国にあるメーカーYより炭素繊維強化プラスチック1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該炭素繊維強化プラスチックを使用して、大陸間弾道ミサイルの製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、インドにあるメーカーYよりニッケル合金1トンの注文を受けた。その際、メーカーYからは、当該合金を使用して、大陸間弾道ミサイルの貯蔵設備の製造に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、台湾にあるY大学より、マグネシウム合金の注文を受けた。その際、Y大学からは、当該マグネシウム合金で、核融合に関する研究で、専ら天体に関する研究に使用すると連絡があった。この場合、メーカーXは、輸出許可申請不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題9>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 輸出令第14条の「核兵器等」とは、輸出令第4条第1項第一号イで規定されている。
- B 輸出令第4条第1項第一号イで規定されている「核兵器等」は、輸出令第14条に該当する。
- C 輸出令第4条第1項第一号イで規定されている「核兵器等」を無許可輸出した者は、外為法第69条の6第2項第二号の罪責に問われる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

(参照条文)

外為法第69条の6第2項第二号

二 第48条第1項の特定の種類の貨物であつて、核兵器等又はその開発等のために用いられるおそれが特に大きいと認められる貨物として政令で定める貨物について、第25条第4項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める取引をしたとき又は第48条第1項の規定による許可を受けないで同項の規定に基づく命令の規定で定める輸出をしたとき。

(参照条文)

輸出令第4条(特例)

輸出令第4条第1項第一号

第4条 法第48条第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。ただし、別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物については、この限りでない。

一 仮に陸揚げした貨物のうち、本邦以外の地域を仕向地とする船荷証券(航空貨物運送証その他船荷証券に準ずるものを含む。)により運送されたもの(第三号及び第四号において「外国向け仮陸揚げ貨物」という。)を輸出しようとするとき(別表第3に掲げる地域以外の地域を仕向地として輸出しようとする場合にあつては、次に掲げるいずれの場合にも該当しないときに限る。)

イ その貨物が核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であつてその射程若しくは航続距離が300キロメートル以上のもの(口、第三号及び第14条において「核兵器等」という。)の開発、製造、使用又は貯蔵(口及び同号において「開発等」という。)のために用いられるおそれがある場合として経済産業省令で定めるとき。

ロ その貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣から許可の申請をすべき旨の通知を受けたとき。

(参照条文)

輸出令第14条(核兵器等の開発等に用いられるおそれが特に大きい貨物)

第14条 法第69条の6第2項第二号に規定する政令で定める貨物は、別表第1の1の項((5)、(6)及び(10)から(12)までを除く。)及び同表の2から4までの項の中欄に掲げる貨物(核兵器等を除く。)とする。

<問題10>

役務通達1（3）の「用語の解釈」について、AからCまでのうち、下線部分が正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 「取引」とは、「有償無償にかかわらず、取引当事者双方の合意に基づくもの」をいう。
- B 「提供することを目的とする取引」とは、「特定国において又は特定国の非居住者に対して技術を提供することを内容とする取引」をいう。
- C 「提供」とは、「他者が利用できる状態に置くこと」をいう。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

<問題 11>

本邦にあるメーカーSは、来月、以下の条件の装置Xをインドネシアにある子会社Tに輸出する予定である。装置Xは、輸出令別表第1の16の項に該当するが、装置Xの内部には、輸出令別表第1の9の項(7)に該当する暗号装置Pと輸出令別表第1の3の項(2)に該当するポンプQが、それぞれ1セット正当に組み込まれている。この場合、メーカーSは、どのような対応をしたらよいか、正しいものを後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(条件)

- ①装置Xは、輸出令別表第1の16の項に該当。装置Xの初期製造時の市場価格は200万円。
- ②暗号装置Pは、装置Xの初期製造時に、1セット90万円で専門メーカーから購入。
- ③ポンプQは、装置Xの初期製造時に、1セット15万円で専門メーカーより購入。

- 1. 装置Xの内部にある暗号装置PとポンプQについて、運用通達の10%ルールは適用できないので、いずれも輸出許可を取得する必要がある。
- 2. 装置Xの内部にある暗号装置PとポンプQについて、暗号装置Pは、運用通達の10%ルールは適用できないが、少額特例が適用できる。ポンプQは、運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。
- 3. 装置Xの内部にある暗号装置PとポンプQについて、いずれも運用通達の10%ルールが適用できるので、輸出許可は不要である。

<問題 1 2>

AからCまでの少額特例に関する説明のうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXは、フランスにあるメーカーYより、戦闘機の制御用に輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受の注文を受けた。総価額は、98万円であったので、この場合、少額特例を適用することができる。なお、輸出令別表第1の6の項には、告示貨物はない。
- B 少額特例が適用できる貨物について、USドルで契約をした場合、契約月が、2025年1月であれば、2025年4月に輸出する場合でも、少額特例の総価額の換算は、2025年1月の「基準外国為替相場及び裁定外国為替相場」のUSドルのレートで計算する必要がある。
- C 本邦にあるメーカーXは、得意先のインドにある日系のメーカーYに、輸出令別表第1の6の項に該当する工作機械1台(市場価格500万円)を無償で2年間貸し出す予定である。メーカーXは、当該工作機械を無償で輸出するので、少額特例を適用して輸出することができる。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 13>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある銀行Qの銀行員Xは、副業の許可を得て、米国にある投資銀行の東京支店の為替ディーラーとして雇用され、週2回、東京支店で数時間、勤務している。この場合、銀行員Xは、特定類型①に該当しない。
- B 本邦にある銀行Qの銀行員Xは、副業の許可を得て、米国にある米国財務省の調査員として雇用され、週3回、駐日米国大使館で数時間、勤務している。この場合、銀行員Xは、特定類型①に該当する。なお、銀行Qと米国財務省の間に何らの合意もない。
- C 本邦にあるZ大学に通う中国人留学生R（来日から9ヶ月目）については、中国人民銀行と請負契約を結び、月に1回、日本のバブル期の不動産政策について、レポートを提出している。Z大学が外為令別表の16の項に該当する技術を当該留学生Rに提供する場合、当該留学生Rは特定類型①にあたるので、キャッチオール規制の要件に該当しないか確認をする必要がある。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 14>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか後記1から3までのの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にある貿易会社Xのマレーシア支店は、輸出令別表第1の6の項(1)に該当する軸受(価額90万円)を韓国にあるメーカーYより購入し、中国にあるメーカーZに売却する予定である。当該軸受は、韓国にあるメーカーYより中国にあるメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、航続距離300キロを超える無人航空機の製造である。この場合、貿易会社Xは、少額特例が適用できるので、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請は不要である。
- B 本邦にある貿易会社Xの台湾支店は、外為令別表の1の項に該当する銃の設計図面を米国にあるメーカーYより購入し、イスラエルにあるメーカーZに売却する予定である。当該銃の設計図面は、メーカーYよりメーカーZに直接提供される。この場合、貿易会社Xは、外為法第25条第1項に基づく役務取引許可申請が必要である。
- C 本邦にある貿易会社Xのインドネシア海外現地法人は、輸出令別表第1の1の項に該当する産業用銃を香港にあるメーカーYより購入し、マカオにあるメーカーZに売却する予定である。当該産業用銃は、メーカーYよりメーカーZに直接輸出される。メーカーZの用途は、住宅建築用途であっても貿易会社Xは、外為法第25条第4項に基づく仲介貿易取引許可申請が必要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 15>

本邦にあるメーカーXは、ドイツにある遠心分離機のメーカーYから、遠心分離機Pの専用部分品で、回転を安定させる専用マイコンQ（100個）の注文を受けた。メーカーXは、専用マイコンQを製造し、来月、輸出する予定である。この場合、専用マイコンQの該非判定について、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。なお、遠心分離機Pは、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当することが、メーカーYからの情報で判明している。

(参照条文)

| | | | |
|--|--------------|--|--|
| 輸出令別表 第1 3の2の項 (2)3 | 遠心分離機 | 貨物等省令 第2条の2 第2項 第三号 | 連続式の遠心分離機であって、次のイから ニまでのすべてに該当するもの イ 流量が1時間につき100リットルを 超えるもの ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構 成されたもの ハ メカニカルシールで軸封をしているも の ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気によ り内部の滅菌をすることができるもの |
|--|--------------|--|--|

1. 専用マイコンQは、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当する遠心分離機Pの専用部分品であれば、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当と判定する。
2. 専用マイコンQは、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に該当しない遠心分離機にも取り付けられるのであれば、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に非該当と判定し、取り付けられなければ、該当と判定する。
3. 輸出令別表第1の3の2の項(2)3の政令では、遠心分離機「本体」が規制されており、「部分品」は規制されていない。貨物等省令第2条の2第2項第三号でも「部分品」は規制されていない。よって、専用部分品である専用マイコンQは、輸出令別表第1の3の2の項(2)3に非該当と判定する。

<問題 16>

AからCのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A イタリアにあるメーカーXは、現在、本邦で開催されている国際見本市に最新のポンプZ（輸出令別表第1の3の項(2)9に該当）を出品したところ、台湾にあるメーカーYが購入することになり、本邦から台湾に輸出することになった。この場合、メーカーXは、無償告示第一号3が適用できるので、輸出許可は不要である。
- B 本邦にあるメーカーXは、3年前に輸出許可を取得して、マレーシアにあるメーカーYに輸出令別表第1の3の2の項(2)2に該当する発酵槽1セットを輸出した。当該発酵槽の制御装置が故障したので、メーカーYは、メーカーXに修理を依頼し、一旦、日本に戻した。メーカーXは、故障した制御装置を修理するとともに、顧客サービスの観点から、より滅菌しやすいように内部の部品を無償で一部グレードアップして交換した。この場合、メーカーXは、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。
- C 本邦にあるメーカーXは、10年前に輸出許可を取得して、韓国にあるメーカーYに輸出したバルブ（輸出令別表第1の3の項(2)7に該当）1台が壊れたので、日本に送り返してもらった。到着後、メーカーXは修理し、韓国に返送する場合、修理費用と送料を合わせて、55万円となったが、貨物自体を無償で輸出するのであれば、無償告示第一号1が適用できるので、輸出許可は不要である。

1. 1個
2. 2個
3. 3個

(参照条文)無償告示第一号(抜粋)

- 一 無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物であって、次に掲げるもの(1から5までの項に規定する貨物であって北朝鮮を仕向地とするものを除く。)
- 1 本邦から輸出された貨物であって、本邦において修理された後再輸出されるもの
 - 2 本邦において映画を撮影するために入国した映画製作者が輸入した映画撮影用の機械及び器具
 - 3 本邦において開催された博覧会、展示会、見本市、映画祭その他これらに類するもの(4に掲げるものを除く。)に外国から出品された貨物であって、当該博覧会等の終了後返送されるもの(輸出貿易管理令別表第4に掲げる地域(以下「特定地域」という。)以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)
 - 4 保税展示場で開催された国際博覧会、国際見本市その他これらに類するものの運営又はこれらの施設の建設、維持若しくは撤去のために必要な貨物であって、

当該国際博覧会等の終了後返送されるもの(特定地域以外の地域から輸入された貨物であって、特定地域を仕向地として返送されるものを除く。)

5~9(略)

<問題 17>

AからCまでのうち、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 本邦にあるメーカーXの担当者は、いつも役務取引許可を取得するのに時間がかかるので、取引先のタイにあるメーカーYの担当者と事前に相談し、外為令別表の2の項に該当するプログラムQを日本時間の午前2時にメーカーXのホームページにアップロードした。メーカーYの担当者が、プログラムQをダウンロードしたのをログで確認し、すぐにホームページから削除した。この場合、プログラムQは、一時的にも不特定多数に公開されているホームページに公開されたので、「公知の技術」にあたり、メーカーXは、役務取引許可は不要である。
- B 本邦にあるQ大学のX教授は、来週ドイツで行われるロボットに関する国際学会の招きで、外為令別表の6の項に該当するロボット技術についてプレゼンを行う予定である。この国際学会には、20ユーロの参加費を払えば、だれでも参加できるので、この国際学会にイランや北朝鮮からの参加者がいたとしても、Q大学は事前に役務取引許可を取得する必要はない。
- C 輸出令別表第1の1から15の項までに該当する貨物については、経済産業大臣から輸出許可を取得していれば、当該貨物の輸出に付随して提供されるプログラムや据付などの使用の技術を非居住者に提供する際、貿易外省令第9条第2項第十二号により、役務取引許可は不要である。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 18>

下線部分の経済産業大臣告示について、正しいものを後記 1 から 3 までの中から 1 つ選びなさい。

(参照条文) 貿易外省令第 9 条第 2 項第十四号ハ

輸出令別表第 1 の中欄に掲げる貨物（経済産業大臣が告示で定めるものを除く。）と同時に提供される当該貨物を使用するために特別に設計されたプログラムであって、いかなる形でもソースコードが提供されないものを提供する取引

1. 無償告示
2. 告示貨物
3. 使用技術告示

<問題 19>

AからCまでのうち、輸出者等遵守基準を定める省令（遵守基準省令）について、正しい説明はいくつあるか、後記1から3までの中から1つ選びなさい。

- A 外為法第55条の10第1項の輸出者等が個人の場合は、遵守基準省令に従う法的義務はない。
- B 遵守基準省令第2条によれば、特定重要貨物等輸出者等は、同一の者を該非確認責任者及び統括責任者に選任することができる。
- C 遵守基準省令と外為法等遵守事項を比較すると、外為法等遵守事項の方が努力規定が多い。

- 1. 1個
- 2. 2個
- 3. 3個

<問題 20>

本邦にあるメーカーSは、1年前にトルコにあるメーカーTに輸出した測定装置Xが故障したので、測定装置Xの修理を検討している。この場合、メーカーSの対応について、正しい説明を後記1から3までの中から1つ選びなさい。

(前提条件)

①測定装置Xは、輸出令別表第1の2の項(12)2、貨物等省令第1条第十七号に該当する。

②トルコは、「い地域②」である。

1. メーカーSは、故障した測定装置Xと全く同じ仕様の測定装置を先にメーカーTに輸出し、故障した測定装置Xを後日、送り返してもらうことにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、先に輸出する交換用の測定装置について輸出許可は不要である。
2. メーカーSは、故障した測定装置Xを先に日本に戻し、その交換として、全く同じ仕様の測定装置をメーカーTに輸出することにした。この場合、無償告示第一号1の規定が適用できるので、輸出許可は不要である。
3. メーカーSは、故障した測定装置Xを先に日本に戻し、その交換として、全く同じ仕様の測定装置をメーカーTに輸出することにした。この場合、無償告示第一号1の規定を適用して輸出しても良いし、取得している特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可を適用して輸出しても良い。

(参照条文)

| 仕向地 輸出令 別表第1項番 | い地域① | い地域② | ろ地域(ち地 域を除く。) | ち地域 |
|---|----------------|------|------------------|-----|
| 輸出令別表第1 の2の項(12) に掲げる貨物で あって、貨物等省 令第1条14号 又は17号に該 当するもの | 特別一般 一般 | 特別一般 | 特定 | — |

<問題 2 1 >

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にある貿易会社Xは、特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用して、輸出令別表第1の7の項（1）に該当する集積回路10,000個をアルゼンチンに輸出し、現地の販売子会社Yでストック販売する場合、需要者として予定されている者等について確認を行い、かつ特別一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を適用することができない第三国にて転売される予定がないことを確認する必要がある。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 2 2>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

本邦にあるメーカーXの営業部長は、代表取締役から、あらゆる手段を使って今期の営業予算を達成しろと厳命されたので、やむなく輸出令別表第1の2の項(15)に該当するロボット(価格5,000万円)をリスト規制非該当と偽り、無許可で中国にあるメーカーYに輸出した。メーカーXが外為法72条第1項第一号により、罰金刑が科される場合、7億円以下となる。下線部分は正しい。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 23>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)の § 734.9(b) で規定されている国家安全保障(NS)直接製品規則の規制対象国は、D:1 国群、E:1 国群(テロ支援国)及び E:2 国群である。ベネズエラ及び中国はD:1 国群であるが、パキスタンはD:1 国群、E:1 国群又は E:2 国群のどの国群にも含まれないため、国家安全保障(NS)直接製品規則の規制対象国とはならない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 24>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

Entity List には、当該 Entity List 掲載者へ EAR 規制対象品目を輸出・再輸出又は国内移転する場合に規制対象となる品目が規定されており、この規制対象品目を当該 Entity List 掲載者に再輸出する場合には、用途に係わらず BIS の許可が必要である。但し、脚注付きではない Entity List 掲載者とする。

1. 正しい。
2. 誤っている。

<問題 25>

以下の問題文を読んで、正しい場合は「1」を、誤っている場合は「2」をマークしなさい。

輸出管理規則(EAR)に違反して輸出権限等が停止されている輸出権限停止者(Denied Persons)向けに EAR 規制対象品目を輸出又は再輸出することは禁止されているが、日本国内における EAR 規制対象品目の輸出権限停止者との取引は禁止されていない。

1. 正しい。
2. 誤っている。

2024年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第21回)

(STC Advanced)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

| | |
|---------------------|--|
| 外為法 | 外国為替及び外国貿易法 |
| 輸出令 | 輸出貿易管理令 |
| 外為令 | 外国為替令 |
| 貨物等省令 | 輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令 |
| 貿易外省令 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令 |
| 遵守基準省令 | 輸出者等遵守基準を定める省令 |
| 核兵器等開発等省令 | 輸出貨物が核兵器等の開発等のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 通常兵器開発等省令 | 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 |
| 無償告示 | 輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物 |
| 核兵器等開発等告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号イの規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が核兵器等の開発等のために利用されるおそれがある場合 |
| 通常兵器開発等告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物（同令第4条第1項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合 |
| 重要管理対象技術告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第10条第3項の規定に基づく重要管理対象技術を提供することを目的とする取引を行おうとする者に報告を求める事項 |
| 運用通達 | 輸出貿易管理令の運用について |
| 役務通達 | 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について |
| 提出書類通達 | 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について |
| 事前相談手続通達 | 特定貨物の輸出・役務取引・特定記録媒体等輸出等の許可申請に係る事前相談及び一般相談について（お知らせ） |
| キャッチオール規制通達（補完規制通達） | 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について |
| 仲介貿易運用通達 | 外国為替及び外国貿易法第25条第4項の規定に基づき許可を要する外国相互間の貨物の移動を伴う取引について |
| 特定手続等運用通 | 電子情報処理組織を使用して行う特定手続等の運用について |

| | |
|----------------|---|
| 達 | |
| 使用技術告示 | 貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第2項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物 |
| 告示貨物 | 輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物 |
| 特定類型 | 役務通達1（3）サで規定されている①から③までに掲げる者 |
| 輸出令別表第3（グループA） | アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国 |
| 輸出令別表第3の2 | アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン |
| 輸出令別表第4 | イラン、イラク、北朝鮮 |
| リスト規制該当貨物（技術） | 輸出令別表第1（外為令別表）の1から15までの項に該当する貨物（技術）をいう。 |